

平成25年第2回沖縄県議会臨時会の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案2件は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

乙第1号議案は、地方税法の一部が改正され、農業協同組合等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、適用期限が2年延長されたことなどに伴い、沖縄県税条例の一部を改正したものであります。

乙第2号議案は、「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の一部が改正されたことに伴い、県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正し、課税免除の適用期限を2年延長したものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願  
い申し上げます。